

## 第1条（目的）

編集委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、学会誌の編集と発行に関する事項を実施することを目的とする。

## 第2条（活動内容）

本委員会は、主に以下の活動を行う。

1. 投稿論文の査読および採否決定
2. 投稿規定の改訂
3. 査読者の推薦と管理
4. 学会誌発行に関する記録の保管・管理

## 第3条（組織）

本委員会は、医学・医療の専門家等、自然科学の有識者である複数名の学会員をもって組織する。

- 2 本委員会に編集委員長（以下「委員長」という。）を置く。副編集委員長（以下「副委員長」という。）は、委員長が必要に応じて指名することができる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。
- 4 委員長は、学会員より必要に応じて委員を指名することができる。委員会は、委員長が新たに指名した委員の就任について、委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 5 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 システム管理などを含む編集業務、雑誌制作にかかる事務全般については、業務委託した株式会社国際文献社に設置した事務局（以下「編集室」という。）にて実施する。編集室は、当該職員2名以上で構成する。
- 7 委員及び編集室の担当者は、職務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

## 第4条（投稿論文の査読および採否決定）

委員長は、投稿規定に沿って投稿された論文・総説（以下、「投稿論文」という。）について、その掲載可否を判断する。その際、投稿論文ごとに担当委員を1名指名し、その意見を参考とする。ただし、投稿論文が明らかに学会誌への掲載にふさわしくないと判断した場合は、その限りではない。

- 2 委員長が指名した担当委員は、投稿論文を審査するか否かを判断し、審査対象と判断した場合は査読者 2 名を指名する。審査対象ではないと判断した場合は、その旨を委員長に報告する。
- 3 担当委員は、査読者 2 名の審査結果を参考にして、以下 4 つのいずれかを判断して委員長に報告する。
  - 1.採用
  - 2.一部修正
  - 3.大幅修正
  - 4.不採用

ただし、査読者 2 名の審査結果が分かれた場合、査読者が審査を途中で辞退した場合、査読者の審査結果が不十分と判断した場合などは、担当委員の判断にて新たな査読者に審査を依頼することができる。また、担当委員が査読者として審査してもよい。

#### 第 5 条（定期委員会）

本委員会は、年 3 回の定例委員会を開催し、学会誌の発行や投稿規定の改訂などの学会誌編集、本委員会の運営にかかるすべての事項について審議を行う。決議された内容は、決議した日程で実施する。

- 2 本委員会は、全委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催、決議することができない。
- 3 本委員会での決議は、出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。この場合、事務局は少数意見を議事録に記録する。
- 4 定例委員会が開催される間に発生した事案について、委員会の開催が必要と委員長が判断した場合、本委員会を緊急で開催できる。また、メール等における審議でこれに代理してもよい。ただし、本委員会の開催が必要でないと委員長が判断した場合、委員会決議を委員長に一任し、次回の定例委員会にて事後報告する。

#### 第 6 条（査読者の推薦と管理）

投稿論文の査読者は、以下の条件のいずれかを満たすものとする。

- 1.学位取得者（学生を除く）
  - 2.主に大学・研究機関において研究に従事する者
  - 3.学会の理事・代議員
- 2 委員は、必要に応じて査読者を推薦することができる。査読者の適格性については、推薦委員の責任とする。編集室は、担当者の推薦を受け、査読者をシステムに登録する。

#### 第 7 条（記録の保管・管理）

編集室は、投稿論文の審査歴、依頼総説の依頼歴、投稿規定の改訂歴、定例会での決議などの学会誌発行に関する委員会の記録を保管・管理する。

2 委員長は、必要に応じて編集室に保管されている記録を閲覧し、委員会の活動に関する事項に使用できる。また、業務提携の範囲内にて、編集室へ資料作成、調査等を依頼できる。

#### 附則

1. 本規程は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する
2. 規程の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う